

レンタル規約

2025 年 5 月 1 日改訂

株式会社ナックイメージテクノロジー

営業本部 レンタル部

お客様は、本レンタル規約を承諾の上、株式会社ナックイメージテクノロジー（以下「当社」という）が管理する撮影機材など（以下「本件機材」という）のレンタルを利用するものとする。

初めてお取引するお客様は、当社が提出を求める取引確認書、及び利用申し込み内容を確認、適当と認めた際に、その旨を通知し、利用者であるお客様とのレンタル取引が開始できるものとする。

ただし、お客様と当社間で別に定めた特約がある場合は、その特約事項が優先される。

第 1 条（定義）

お客様とは、原則として法人（会社、団体等）を対象とする。若しくは、ご利用実績のあるお客様から紹介されたお客様とする。

本件機材とは、期間を定めて当社からお客様へレンタルする商品をいう。

第 2 条（個別のレンタル契約の成立）

お客様は、法人名（団体名等）、担当者氏名、連絡先、案件名、使用希望機材、レンタル期間を記載した利用申し込み内容を当社に提出し^{*1}、それを基に提示した見積書への承諾（発注書の受領、またはそれに類似した書面、もしくはメール等）を以って、レンタル契約が成立したものとする。

ただし、機材チェックの際に見つかった不具合により、レンタル契約が不履行となった場合においても、当社は、撮影及び作品に関わる一切の損害を負わないものとする。

第 3 条（レンタルの目的など）

お客様は、利用申し込み時に記載した案件の目的以外に本件機材を使用してはならない。また、日本国内で使用するものとし、良心をもって使用し、保管しなければならず、質入れ、譲渡、無断転貸等をしてはならない。

日本国外で使用する場合は、当社に事前の承諾を得なければならないものとする。

第 4 条（レンタル期間）

レンタル期間の定義は、アングルチェック日・建込日・撮影日・予備日・移動日を含む全ての期間とする。

本件機材の引き渡し、及び受け取りチェックが可能な時間は、レンタル期間初日の前日

14：00～18：00 までとする。

本件機材の返却は、レンタル期間最終日の翌日 9：30～12：00 までとする。

第 5 条（返却の遅延）

返却日の 12：00 を過ぎた場合には、延滞料金*2を契約金額に加算することとする。

第 6 条（機材の発送等）

当社が本件機材を発送する場合、梱包材料費用、輸送費用については原則としてお客様負担とする。また、発送日と返送日は移動日扱いとなり、それぞれ半日分のレンタル料金を加算することとする。*3

第 7 条（レンタル料金などの支払）

お客様は、当社が発行する本件機材の請求書に記載された金額を予め定められた期日までに、当社の指定する銀行口座に振り込まなければならない。尚、振込手数料は、お客様負担とする。

第 8 条（キャンセル料）

お客様は、レンタル予約のキャンセル、またはレンタル期間及び本件機材に変更が生じた場合は、速やかに当社まで連絡しなければならない。

キャンセル料は、別途定めるところ*4により発生するものとする。レンタル期間の変更本件機材の構成変更などの場合は、別途、追加料金が発生する。

第 9 条（点検、確認等）

機材出庫の際、お客様が機材チェックを必ず行い、不具合のないこと、本件機材が正常に機能する状態であることを確認した後に受領するものとする。万が一、チェック中に不具合が発見された場合は、当社の責任で、再調整、または同型機材や代替品への交換対応をするものとする。ただし、対応できない場合、そのレンタル契約は成立しなかったものとする。

本件機材が正常に機能する状態であることを確認したうえで、本件機材を使用中に故障等の不具合が生じ、お客様、並びにお客様の案件の関係者に支障、損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

また、機材の故障等のトラブル以外の何らかの原因によって、お客様がレンタル機材の使用目的を果たせなかった場合でも、当社は、お客様に対するレンタル料金請求権の放棄（又は、受領したレンタル料金のお客様への返還）を以って、お客様への損害賠償に代えることができるものとし、それ以上の責任は一切負わないものとする。

機材返却の際には、当社担当者が機材の受け入れチェックを必ず行い、万が一、機材の紛失や破損が認められた場合には、賠償金額の全額を請求する場合がある。

第 10 条（使用管理義務の責任と通知の義務）

お客様は、本件機材の使用、本件機材を善良なる管理者の注意義務の下、細心の注意を払って管理し、本件機材を受領した時と同等、且つ同一の状態で返却するものとする。万が一、本件機材に故障などの不具合、損傷、滅失、破損が生じた場合は、速やかに当社に通知しなければならない。

本件機材が損傷し、滅失、破損していた場合、お客様の故意、または過失を問わず、損傷し、滅失、破損した本件機材の修理費用、購入費用など、一切の損害を賠償するものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由によることが明らかな場合は、その限りではない。

第 11 条（保険）

当社は本件機材に動産総合保険を付与していない為、第 10 条に記す事態が発生した場合、お客様にその損害の全額を負担して貰う場合がある。

第 12 条（不可抗力）

当社の本件機材をレンタルする義務の不履行が、地震、台風、噴火、洪水などの天変地異、政的、公的要因による行動の制限、疫病、感染症による行動の制限、輸送機関の事故やストライキ、その他不可抗力等、当社の責に帰すことにできない事由によるものである場合、当社はその責任を負う義務がないものとする。

第 13 条（レンタル契約の解除）

お客様が次の各項に該当する場合は、通知なく、直ちにレンタル契約を解除することができるものとする。

1. 本規約のいずれかに違反したとき
2. お客様が強制執行、仮処分、仮押さえを受けたとき
3. お客様の信用状況が著しく変化したと判断されたとき

第 14 条（禁止事項）

お客様は、本件機材に使用されているソフトウェアの複製、無断での転貸、レンタル機材の改造・改装をしてはならない。

第 15 条（記録媒体の取り扱い）

収録後に発見された映像データ、及びその保存装置に関連するトラブルは、お客様の責任で対処するものとし、当社では一切の責任を負わないものとする。

また、当社に返却された本件機材に収録されている映像データについて、その保存、保管は行わないこととし、消去した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第 16 条（個人情報の保護）

当社は、レンタル契約で得られた個人情報について、当社の個人情報保護方針、並びに個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 条）に準ずることを約束する。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

お客様は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、またはこれらに準ずる者をいう）または従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。

- （１）反社会的勢力等が、経営を支配していると認められる関係を有すること
- （２）反社会的勢力等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （３）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- （４）反社会的勢力等に対して、暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること
- （５）役員、または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

お客様は、自ら、または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- （１） 暴力的な要求行為
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （４） 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為
- （５） その他前各号に準ずる行為

当社は、本条に基づく解除によりお客様に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対して、損害賠償請求することができるものとする。

第 18 条（準拠法、管轄）

本規約に起因、または関連して当社とお客様との間で紛争が発生した場合、日本国の法律に準拠することとし、東京簡易裁判所、または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁

判所とする。

- * 1；当社ホームページの「お申込み手順」を参照
- * 2；当社ホームページの「機材の引き渡しと返却（2）返却の時間」を参照
- * 3；当社ホームページの「機材の引き渡しと返却（4）機材の発送」を参照
- * 4；当社ホームページの「レンタル予約のキャンセル・変更」を参照

以上